

1. 計画策定にあたって

(1) 目的と位置づけ

本市のスポーツ施設全体を対象にした整備に係る基本的な計画と、基幹スポーツ施設の整備・充実及び総合的なスポーツ施設の整備に関する基本的な考え方を示すものです。

(2) 現状と課題

①同種・小規模施設の点在	財政負担の軽減や効率的な運営が求められています。
②施設の老朽化	計画的に対応していく必要があります。
③利用の少ない施設の管理	効率的な施設の稼働や使用料の見直しが必要となっています。
④市民ニーズの多様化	需要に対応し、スポーツ人口の増大を図る必要があります。

(3) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、改定が必要になった時は、期間内でも見直しを行うものとします。

2. 本計画の対象とする施設

本市の施設のうち、スポーツが実施できるものを対象とします。

(1) 屋内施設

教育委員会及び他部署が所管している15の施設

(2) 屋外施設

教育委員会及び他部署が所管している13の施設

※複合施設の場合、屋内施設と屋外施設のどちらにも該当するものがあります。

3. 現状・課題の分析

(1) 施設種類別にみた現状と課題

現状と課題には、「1. 計画策定にあたって」に記載されている事項が挙げられます。※詳細は、「本編」をご参照ください。

(2) スポーツ施設の総量でみた現状と課題

①屋内スポーツ施設（体育館・プール）、②屋外スポーツ施設（陸上競技場・野球場・テニスコート）の5分類で、総量に係る現状・課題を掲載しました。

県内他市町と比較すると、体育館・プールは施設数が多く、陸上競技場は面積が広く、テニスコートは施設数・面数が多くなっています。

(3) 各施設の評価判定の実施

「市の核となる施設」と「日常的なスポーツ活動の場となる施設」について、それぞれ、「①安全性（老朽化度）」、「②利用状況」、「③費用対効果（利用者数と収支のバランス）」の3つの基準により評価判定しました。

※判定結果は、「本編」をしてご参照ください。

評価結果をもとにした総合的判断によって下記の4つの区分で「整備の基本的な方針」を定め、今後の維持修繕・改修に反映させます。

※「6. 施設ごとの整備・活用方針」をご参照ください。

判定	方針
改修	老朽化等による機能不足の解消、新たなニーズへの対応等、施設のリニューアルを図ります。
維持修繕 (現状機能の維持)	維持修繕等を行いながら、現状の利用目的に対応した機能維持を図ります。
用途変更	スポーツ施設としての用途を廃止して、別の用途に変更し活用します。または、活用を希望する団体等へ管理を移管し、施設の有効活用に努めます。
用途廃止	用途変更を検討したのち、その可能性がない場合は用途廃止とします。

4. 基本方針

(1) 施設の分類と役割等

「継続して使用する施設」と、「用途変更・用途廃止を検討する施設」に分類し、今後の利活用や整備方針を明確にします。

「継続して使用する施設」については、「市の核となる施設」と「日常的なスポーツ活動の場となる施設」に区分し、役割分担を図ります。

区分	基準	対応	
継続して使用する施設	市の核となる施設(地域の拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合的な施設</li> <li>市民大会が開催可能な規模の施設</li> <li>スポーツ合宿の誘致が可能な施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な種目の展開</li> <li>施設特性の最大化</li> <li>市民大会等の利用促進</li> <li>コミュニケーションの場の創出</li> <li>スポーツ合宿誘致</li> </ul>
	日常的なスポーツ活動の場となる施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記、「市の核となる施設」を補完する施設(比較的小規模な施設)</li> <li>維持経費が比較的安価な施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の日常的な利用促進</li> </ul>
用途変更・用途廃止を検討する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の著しい施設</li> <li>代替施設が見込まれる施設</li> <li>スポーツ施設としての機能維持が困難な施設</li> <li>利用者数の少ない施設</li> <li>稼働率の低い施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途変更の検討</li> <li>スポーツ施設としての用途廃止</li> <li>処分</li> </ul>	

- 【改修・修繕】 「市の核となる施設」を中心に実施します。
- 【用途変更・用途廃止の検討】 地域の方と丁寧に相談・協議のうえ、検討を進めます。
- 【スポーツ活動の継続】 活動を継続できるよう配慮し、支援に努めます。

(2) 施設の利活用・整備

「だれもがいつでも気軽に楽しめるスポーツ推進」が図られるよう取り組みます。

- 【施設の魅力・特性の最大化】 利用しやすい環境整備に努めます。
- 【利活用の促進・効率的な運営】 施設の稼働率の向上を図ります。
- 【安全・安心な施設の提供】 安全・安心な施設の提供に努めます。
- 【新しいニーズを捉えた施設整備】 時代に即した施設整備に努めます。

5. 基本的方向性

3つの基本方針を示し、施設の整備充実を図ることで、健康で豊かな生活を送れるスポーツ社会の実現を目指します。

(1) 施設整備基本方針

- ① 「日常的なスポーツ活動の場となる施設」の整備、利用促進
- ② 大会や合宿等を想定した「市の核となる施設」の整備・充実
- ③ 老朽化施設の機能集約・用途変更等

(2) 利活用方針

- ① 個人や少人数利用の促進
- ② 利用の少ない時間帯の利用促進
- ③ 申請手続の利便性向上
- ④ 健康増進、体力づくりへの対応
- ⑤ スポーツ合宿の誘致

(3) 管理運営方針

- ① 使用料等の見直し
- ② 管理方法の見直し
- ③ 指定管理者制度の導入

6. 施設ごとの整備・活用方針

(1) 体育館

施設名	施設の位置づけ	評価判定
浜島B&G海洋センター	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
志摩B&G海洋センター	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
磯部ふれあい公園	市の核となる施設(地域の拠点)	改修
迫塩社会体育館	日常的なスポーツ活動の場となる施設	用途変更
船越社会体育館	日常的なスポーツ活動の場となる施設	用途変更
片田社会体育館	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
甲賀社会体育館	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
国府社会体育館	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
成基社会体育館	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
阿児アリーナ オーシャンホール	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
ともやま公園多目的屋内運動場	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕

(2) プール

施設名	施設の位置づけ	評価判定
浜島B&G海洋センター	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
志摩B&G海洋センター	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
磯部プール	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
阿児健康福祉センター サンライフあこ	日常的なスポーツ活動の場となる施設	※調査検討中

(3) 屋外スポーツ施設(グラウンド・夜間照明等)

施設名	施設の位置づけ	評価判定
浜島ふるさと公園	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
志摩総合スポーツ公園	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
磯部ふれあい公園	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
長沢野球場	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
長沢多目的広場	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
阿児ふるさと公園	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
国府社会体育広場	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
ともやま公園球場	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
志摩パークゴルフ場	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
田神グラウンド	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
阿児の松原スポーツセンター	日常的なスポーツ活動の場となる施設	用途変更

(4) テニスコート

施設名	施設の位置づけ	評価判定
浜島ふるさと公園	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
志摩総合スポーツ公園	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
磯部ふれあい公園	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
阿児ふるさと公園	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕
賢島スポーツガーデン	市の核となる施設(地域の拠点)	維持修繕
ともやま公園	日常的なスポーツ活動の場となる施設	維持修繕

(5) 武道場

施設名	施設の位置づけ	評価判定
大王柔剣道場	日常的なスポーツ活動の場となる施設	用途変更
大王相撲場	日常的なスポーツ活動の場となる施設	用途変更